

令和5年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ

【家計急変世帯対象給付】

- ・ 神奈川県では、家計が急変した世帯に対して、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）」を支給しています。
- ・ 令和5年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和5年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、「家計急変世帯対象給付」ではなく、「通常給付」の対象となりますので、該当される方は、在学する高等学校等の事務室にお問い合わせください。
- ・ この制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。

※ 保護者 … 原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

1 給付を受けることができる方

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- (1) 令和4年1月以降に発生した家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	0人	1人	1人（ひとり親）	2人	3人	4人	5人
①個人事業者 （所得見込額）	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下
②給与所得者 （給与収入見込額）	1,000,000円 未満	1,700,000円 未満	2,042,857円 未満	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,000円 未満

※ この例に該当しない場合はお問合せください。

- 保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等が非課税相当である必要があります。

(例) 父母ともに給与所得者で、父が子2人を扶養している（母は控除対象配偶者ではない）場合
給与収入見込額が、父 2,214,286円未満、かつ母 1,000,000円未満である必要があります。

- 個人事業者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（所得額：売上－必要経費）が①に該当する必要があります。
- 給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（交通費手当を除く給与収入額）が②に該当する必要があります。

- (2) 認定基準日(※)現在、保護者等が神奈川県内に居住していること

保護者等の住所が神奈川県外にある場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

- (3) 認定基準日(※)現在、生徒が高等学校等に在学していること

(※) 認定基準日

令和5年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和5年7月1日が認定基準日となります。

令和5年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

2 家計急変事由について

令和4年1月以降に、次の家計急変が生じた方が対象となります。

- ア 給与所得者で、解雇または減額等の場合（ただし、定年退職は対象とはなりません）
 - イ 個人事業者で、自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等の場合
 - ウ 保護者等の離婚（死別）等の場合（ただし、別居等は家計急変対象とはなりません）
 - エ 保護者等の傷病等により収入が減収した場合 等
- ※ 保護者等が一人でも海外赴任中（海外在住）の場合は家計急変の対象とはなりません。

3 支給額・提出書類等

家計急変後1年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で

- ・ 申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいない世帯 ⇒ **3ページへ**
- ・ 申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ⇒ **5ページへ**

4 申請期限・提出先

提出期限 **令和5年7月1日（土）～ 学校締切日**

提出先 **在学する高等学校等（事務室）**

5 支給時期

令和5年11月中旬頃～令和6年3月中旬頃を予定しています。

- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。また期限後に申請された場合は、給付を行うことができませんので、ご注意ください。
- ・ 奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
- ・ 支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。

家計急変後の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいない世帯

支給額

- 全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1人あたり 年額137,600円
- 通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等 1人あたり 年額 52,100円

◇ 7月1日以前に家計が急変した場合(認定基準日が7月1日の場合)は年額を給付します。

支給例

全日制に通う高校生等の保護者が、4月30日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった。

- ・ 認定基準日は7月1日とし、年額137,600円を給付

◇ 7月2日以降に家計が急変した場合(認定基準日が7月1日以外の場合)は、年額に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月）から3月までの月数を乗じた額を12で除した額を給付します。

支給例

全日制に通う高校生等の保護者が、10月1日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった。

- ・ 認定基準日は10月1日とし、10月～翌年3月までの6か月分を支給
- ・ 年額137,600円×6月（10月～翌年3月）／12月=68,800円を給付

家計急変事由発生日	認定基準日	備考
令和5年4月10日	令和5年7月1日	家計急変の発生した日が令和5年7月1日以前の場合、認定基準日は令和5年7月1日となります。
令和5年8月5日	令和5年9月1日	家計急変の発生した日が月の初日以外の場合は、家計が急変した月の翌月の1日が認定基準日となります。
令和5年10月1日	令和5年10月1日	家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計が急変した月の1日が認定基準日となります。

【ご注意ください！】

- 申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄がありますので、忘れずにご署名をお願いします。
- 授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充当します。未済がある場合は、奨学給付金を未済に充当する旨の委任状（未済用）を学校長あてに必ず提出してください。

提出書類

次の書類を学校締切日までに、学校の事務室へ御提出ください。

◎…提出必須 ○…いずれかを提出 △…該当する場合にのみ提出

	提出書類	添付書類（いずれもコピーで可）・留意事項		
1	高校生等奨学給付金受給申請書 (第1号様式)	在学証明書は、認定基準日(家計急変した翌月の1日)を記載※家計急変事由が7月1日以前の場合は7月1日		◎
2	振込先登録用紙(第2号様式)	振込口座番号が分かる通帳ページ		◎
3	家計急変理由書(様式A) この理由書に右の書類を添付	給与所得者	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、減額通知書、診断書等	○
		個人事業者	廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書、診断書等	
		離婚	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、離婚届受理証明書	
4	家計急変前の収入を証明する書類	<保護者等全員分(父母がいる場合、父母2名分)> 令和5年度の次のいずれか(非課税世帯証明は不可) ・市民税・県民税課税証明書 ・市民税・県民税特別徴収税額通知書 ・市民税・県民税税額決定・納税通知書		◎
5	家計急変後の収入を証明する書類(様式B、勤務先作成の任意様式いずれか)(※1) この様式に右の書類を添付	給与所得者	勤務先が証明書を作成できない場合は、給与明細書、賞与支給明細書等(※2)	○
	家計急変後の収入を証明する書類(税理士または公認会計士作成の証明書、証明書がない場合は様式Cに右の書類を添付)(※1)	個人事業者	・必要経費がわかる帳簿等(※2) ・税理士、公認会計士が作成した証明書等がない場合で、所得の種類が複数ある方は様式Cの補完書類として、 (様式C 別添)を所得の種類ごとに作成し、根拠となる書類とともに提出	
6	扶養誓約書(様式D) この様式に右の書類を添付	記載した家族全員分の健康保険証(※3) (保険証等コピー貼り付け台紙に貼付)		◎
7	収入状況申立書(様式E)	無収入の期間があり、証明の手立てがない方のみ提出		△
8	委任状(権限委譲用)	振込先指定口座が保護者等や生徒本人の場合は不要		△
9	委任状(未済用)	学校納付金に未済がない場合は不要		△

(※1) 家計急変月を含む連続した最低3月分以上を記載してください。

(※2) 家計急変月を含む連続した最低3月分以上の給与明細書の提出(個人事業者の場合は帳簿等)が必要です。賞与の支払があった場合には、合わせて提出してください。ただし、勤務先、税理士、公認会計士が作成した証明書を提出する場合には、添付書類は不要です。

(※3) 保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。

家計急変後の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

支給額

- 全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1人あたり 年額152,000円
- 通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等 1人あたり 年額52,100円

◇ 7月1日以前に家計が急変した場合(認定基準日が7月1日の場合)は年額を給付します。

支給例

全日制に通う高校生等の保護者等が、4月30日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった。

- ・ 認定基準日は7月1日とし、年額152,000円を給付

◇ 7月2日以降に家計が急変した場合(認定基準日が7月1日以外の場合)は、年額に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月）から3月までの月数を乗じた額を12で除した額を給付します。

支給例

全日制に通う高校生等の保護者が、10月1日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった。

- ・ 認定基準日は10月1日とし、10月～翌年3月までの6か月分を支給
- ・ 年額152,000円×6月（10月～翌年3月）／12月=76,000円を給付

家計急変事由発生日	認定基準日	備考
令和5年4月10日	令和5年7月1日	家計急変の発生した日が令和5年7月1日以前の場合、認定基準日は令和5年7月1日となります。
令和5年8月5日	令和5年9月1日	家計急変の発生した日が月の初日以外の場合は、家計が急変した月の翌月の1日が認定基準日となります。
令和5年10月1日	令和5年10月1日	家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計が急変した月の1日が認定基準日となります。

【ご注意ください！】

- 申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄がありますので、忘れずにご署名をお願いします。
- 授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充当します。未済がある場合は、奨学給付金を未済に充当する旨の委任状（未済用）を学校長あてに必ず提出してください。

提出書類

次の書類を学校締切日までに、学校の事務室へ御提出ください。

◎…提出必須 ○…いずれかを提出 △…該当する場合にのみ提出

	提出書類	添付書類（いずれもコピーで可）・留意事項		
1	高校生等奨学給付金受給申請書 (第1号様式)	在学証明書は、認定基準日（家計急変した翌月の1日）を記載※家計急変事由が7月1日以前の場合は7月1日		◎
2	振込先登録用紙（第2号様式）	振込口座番号が分かる通帳ページ		◎
3	家計急変理由書（様式A） この理由書に右の書類を添付	給与所得者	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、減額通知書、診断書等	○
		個人事業者	廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書、診断書等	
		離婚	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚届受理証明書	
4	家計急変前の収入を証明する書類	<保護者等全員分（父母がいる場合、父母2名分）> 令和5年度の次のいずれか（非課税世帯証明は不可） ・市民税・県民税課税証明書 ・市民税・県民税特別徴収税額通知書 ・市民税・県民税税額決定・納税通知書		◎
5	家計急変後の収入を証明する書類（様式B、勤務先作成の任意様式いずれか）（※1） この様式に右の書類を添付	給与所得者	勤務先が証明書を作成できない場合は、給与明細書、賞与支給明細書等（※2）	○
	家計急変後の収入を証明する書類（税理士または公認会計士作成の証明書、証明書がない場合は様式Cに右の書類を添付）（※1）	個人事業者	・必要経費がわかる帳簿等（※2） ・税理士、公認会計士が作成した証明書等がない場合で、所得の種類が複数ある方は様式Cの補完書類として、 （様式C 別添）を所得の種類ごとに作成し、根拠となる書類とともに提出	
6	扶養誓約書（様式D） この様式に右の書類を添付	記載した家族全員分の健康保険証（※3） （保険証等コピー貼り付け台紙に貼付）		◎
7	収入状況申立書（様式E）	無収入の期間があり、証明の手立てがない方のみ提出		△
8	委任状（権限委譲用）	振込先指定口座が保護者等や生徒本人の場合は不要		△
9	委任状（未済用）	学校納付金に未済がない場合は不要		△

（※1）家計急変月を含む連続した最低3月分以上を記載してください。

（※2）家計急変月を含む連続した最低3月分以上の給与明細書の提出（個人事業者の場合は帳簿等）が必要です。賞与の支払があった場合には、合わせて提出してください。ただし、勤務先、税理士、公認会計士が作成した証明書を提出する場合には、添付書類は不要です。

（※3）保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。